

## 藤枝市一般業務委託契約条項

### (総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、一般業務委託契約書記載の業務（以下「業務」という。）に関し、一般業務委託契約書に定めるもののほか、この条項に基づき、別冊の設計書及び仕様書（以下「設計図書」という。）に従いこれを履行しなければならない。
- 2 受注者は、一般業務委託契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に業務を実施し、発注者は一般業務委託契約書記載の業務委託料を支払うものとする。
- 3 受注者は、この条項若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 4 受注者は、業務を行う上で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- 5 この条項に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除は、書面により行わなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、指示等を口頭で行うことができる。この場合において、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 6 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

### (反社会的勢力の排除)

- 第2条 発注者及び受注者は、現在かつ本契約有効期間中、次の各号を表明保証する。
- (1) 役員等（受注者が個人事業主である場合にあってはその者を、受注者が法人である場合にあってはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していること。
- (4) 役員等が、暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

2 発注者及び受注者は、自らまたは第三者をして次の各号に該当する行為を行わないものとする。

- (1) 脅迫的もしくは詐術的な言動を行い、または暴力を用いて、相手方の権利を侵害しまたは名誉を毀損する行為
- (2) その他前号に準ずる行為

3 発注者または受注者は、相手方が本条の義務に反する場合は、通知、催告を要することなく、本契約、若しくは本契約に基づく個別契約の一部または全部を解除することが出来るものとし、これにより相手方に損害が生じても、解除した当事者はこれを賠償する義務を一切負わないものとする。

4 受注者は、暴力団関係企業等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに甲への報告及び警察への通報を行い、捜査上必要な協力をするものとする。

(個人情報保護)

第3条 受注者は、この業務による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

- 2 受注者は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。
- 3 受注者は、この契約による業務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託業務の目的の範囲内で行うものとする。
- 4 受注者は、この契約による業務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。
- 5 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から提供を受けた個人情報

報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

- 6 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から提供を受けた個人情報の滅失及び損傷の防止に努めるものとする。受注者自らが当該事務を処理するために収集した個人情報についても、同様とする。
- 7 受注者がこの契約による業務を処理するために、発注者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。
- 8 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

#### (契約の保証)

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、契約保証金として契約金額の10分の1以上の金額を納付しなければならない。ただし一般業務委託契約書の契約保証金欄に「免除」の記載がある場合は、本条は適用しない。

#### (権利義務の譲渡等の禁止)

第5条 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

#### (工程表)

第6条 受注者は、この契約締結後7日以内に設計図書に基づき工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

- 2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の工程表を受理した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。
- 3 この条項の規定により履行期間又は設計図書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。
- 4 業務工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(再委託の制限等)

第7条 受注者は、業務の処理の全部若しくはその一部を一括して他に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 前項の規定にかかわらず受注者は、業務の処理を他に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により発注者に届け出なければならない。

(特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下本条において「特許権等」という。)の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督職員)

第9条 発注者は、必要があると認めるときは、監督職員を置くものとする。

2 監督職員は、この条項の他の条項に定めるもの及びこの条項に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) 発注者の意図する業務内容を完成させるための受注者又は受注者の管理技術者等に対する業務に関する指示

(2) この条項及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

(3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の管理技術者等との協議

(4) 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

3 前項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

(管理技術者等)

第10条 受注者は、設計図書に定めるところにより、業務の技術上の管理を行う管理技術者等を定め、その氏名、その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

(履行報告)

第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(障害を理由とする差別の解消)

第12条 発注者及び受注者は、本業務の履行に当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第10条第1項の規定に基づく「藤枝市における障害を理由とする差別を解消するための職員対応要領」（平成28年3月11日藤枝市長決定）第2条に規定する不当な差別的取扱いの禁止及び第3条に規定する合理的配慮の提供について留意すること。

(貸与品等)

第13条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する機械器具及び図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、書面に定めるものとする。

2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4 受注者は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。

5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくは破損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第14条 受注者は、業務の内容が設計図書又は発注者の指示若しくは発注者と受

注者との協議の内容に適合しない場合には、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第15条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 設計書、仕様書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- (2) 設計図書に誤謬<sup>びゅう</sup>又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
- (5) 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後その結果を受注者に通知しなければならない。

4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書等の変更)

第16条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下本条において「設計図書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第17条 第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって、受注者の責めに帰すことができないものにより作業現場の状態が著しく変動したため、受注者が業務を行うことができないと認められるときは、発注者は、業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第18条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

第19条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、この条項の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合におい

て、特別の理由があるときは、受注者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。

- 3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (履行期間の変更方法)

第20条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議が調わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

#### (業務委託料の変更方法)

第21条 業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

#### (臨機の措置)

第22条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合において、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。
- 3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が業務委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。この場合において、発注者の負担する額は発注者と受注者とが協議して定める。

#### (損害賠償)

第23条 受注者は業務の履行に関し、自己の責めに帰すべき事由により、発注者の

建造物、器物等（第三者の所有にかかる展示物等を含む。）を滅失若しくはき損したとき又は発注者に損害を与えたときは、受注者の負担において、発注者の指定する期限までに原状を回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者とが協力してその処理解決に当たるものとする。

（検査）

第 2 4 条 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 10 日以内に受注者の立会いの上、業務の完了を確認するための検査を完了しなければならない。この場合発注者は、当該検査の結果を 7 日以内に書面により受注者に通知しなければならない。

- 3 受注者は、業務が第 2 項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前 2 項の規定を準用する。

（履行遅延の場合における違約金等）

第 2 5 条 受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、遅滞なく理由を付した書面により、発注者に申し出なければならない。

- 2 前項の場合において、発注者は、履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みがあると認めたときは、受注者から違約金を徴収して履行期間を延長することができる。この場合において、違約金の額は、遅延日数に応じ、当該契約締結時における財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。

- 3 前項の違約金が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその違約金は徴収しないものとする。

- 4 天災事変等で発注者がやむを得ないと認めるとき、又は発注者の都合により納品が遅れたときは違約金を徴収しないものとする。

- 5 発注者の責めに帰すべき事由により、業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭

和 24 年法律第 256 号) 第 8 条の規定に基づいて、遅延日数に応じ、当該契約締結時における財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(発注者の解除権)

第 26 条 受注者がこの契約を履行しない場合において、発注者が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、発注者は、契約の解除をすることができる。ただし、その期間を経過した時における契約の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

第 27 条 前条の規定にかかわらず、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せずに、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日をすぎても業務に着手しないとき。
- (2) 履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
- (3) 管理技術者等を配置しなかったとき。
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (5) 第 30 条第 1 項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、第 4 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

第 28 条 発注者は、受注者又は受注者の再委託の相手方が第 2 条第 1 号から第 5 号までに該当すると認められた場合、何らの催告を要せずにこの契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた発注者の損害の賠償を受注者に請求することができる。

3 発注者は、第 1 項の規定によりこの契約を解除したことにより、受注者に損害

が生じても、その責めを負わないものとする。

第29条 発注者は、履行期限内においては、第26条及び第27条第1項及び前条第1項の規定によるほか必要があるときはこの契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償額は発注者と受注者とが協議して定める。

(受注者の解除権)

第30条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第16条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 契約締結後1か月を経過しても着手の指示がないとき。

(3) 第17条の規定による業務の中止期間が履行期間の3分の1を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3か月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(4) 発注者が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

2 受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(解除の効果)

第31条 契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、契約が解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分（以下「既履行部分」という。）について、検査の上、当該検査に合格した部分の完了を確認することができる場合において、発注者は既履行部分に相応する業務委託料（以下「既履行部分業務委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分業務委託料は発注者が定め、受注者に通知する。

(解除に伴う措置)

- 第32条 受注者は、契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 2 受注者は、契約が解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する物件（第7条の規定により、受注者から業務を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件及び貸与品等のうち故意又は過失によりその返還が不可能となったものを含む。以下次項において同じ。）があるときは、受注者は当該物件を撤去し、又は作業現場を原状に復し、若しくは取片付けなければならない。
- 3 前項に規定する撤去並びに原状回復及び取片付けに要する費用（以下本項及び次項において「撤去費用等」という。）は、受注者が負担する。
- 4 第2項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は作業現場の原状回復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の原状回復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は原状回復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等を負担しなければならない。
- 5 第1項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第26条、第27条、第28条によるときは、発注者が定め、第29条又は第30条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとする。

(負担区分)

- 第33条 委託業務の履行のため、受注者が使用する電力、ガス、給水及び電話の料金の負担は、履行場所における必要最小限度のものについて発注者が負担するものとし、他は受注者の負担とする。なお、各業務特記仕様書で負担区分が明記してあるものについては、それぞれの負担区分によるものとする。

(受注者の法令上の責任)

第 3 4 条 受注者は、委託業務従事者に係る労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、及び雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）、の規定及びその他関係する各種法律等による、労務に関する一切の責任を負わなければならない。

（受注者業務従事者の災害に対する措置）

第 3 5 条 受注者は、委託業務の履行に関し生じた受注者の委託業務従事者の災害については全責任をもって措置し、発注者は何ら責任を負わない。

（名称等の変更届）

第 3 6 条 受注者は、受注者の名称若しくは組織、又は住所の変更があったときは、速やかに書面により発注者に届け出なければならない。

（紛争の解決）

第 3 7 条 この条項の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が調わなかったときに、発注者が定めたものに受注者の不服がある場合、その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者及び受注者は、協議の上調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは発注者と受注者とが折半し、その他のものは発注者と受注者それぞれが負担する。

（妨害又は不当要求を受けた場合の措置）

第 3 8 条 受注者は、この契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等で、業務の履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、妨害又は不当要求があった時点で速やかに発注者への報告及び警察への通報並びに被害届を提出し、捜査上必要な協力をしなければならない。

2 受注者が妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の発注者への報告及び警察への通報並びに被害届の提出を怠ったと認められる場合は、入札参加資格停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。

(特記事項)

第39条 一般業務委託契約書のその他に「地方自治法第234条の3に定める長期継続契約」の記載がある場合、発注者は、予算の減額又は削減があった場合には、書面により受注者に通知をし、いつでも契約を解除することができる。

2 前項に規定する場合において、契約の解除により受注者に損害があったときには月額業務委託料に契約解除の日から契約の満了日までの月数（この項において「残存契約月数」という。）を乗じて得た金額（残存契約月数に1月未満の端数を生じたときは、残存契約月数から1月未満の月数を控除した月数に入札等の金額を乗じて得た金額と、その端数を生じた月の暦日数と入札等の金額に基づく日割計算により計算した額の合計額とする。）に消費税及び地方消費税の額（消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等に基づいて税率変更があった場合は変更号の税率による）を加えた金額を上限として、受注者は損害の賠償を請求することができる。

(補則)

第40条 この条項及び仕様書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、藤枝市財務規則（昭和52年藤枝市規則第11号）によるもののほか、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。